

❖ 平成 18 年度の入退所児童数

平成 18 年度の入退所児童数は下記のとおりである。

図表 6 平成 18 年度の入所児童数

	入所児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計 n=11,410	構成比
乳児院	n=112	22.47	19.07	2,517	22.1%
児童養護施設	n=489	11.69	8.26	5,717	50.1%
情緒障害児短期治療施設	n=26	18.81	12.39	489	4.3%
児童自立支援施設	n=40	23.90	20.49	956	8.4%
母子生活支援施設	n=240	7.21	5.80	1,731	15.2%

※母子生活支援施設は入所世帯数

図表 7 平成 18 年度の退所児童数

	退所児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計 n=10,710	構成比
乳児院	n=112	21.35	16.66	2,405	22.5%
児童養護施設	n=489	11.05	7.19	5,404	50.5%
情緒障害児短期治療施設	n=26	12.38	7.37	322	3.0%
児童自立支援施設	n=40	22.48	15.67	899	8.4%
母子生活支援施設	n=240	6.96	5.15	1,680	15.7%

※母子生活支援施設は退所世帯数

❖ 平成 18 年度の退所児童における年齢層別退所理由

平成 18 年度の退所児童の年齢階層別退所理由の内訳(母子生活支援施設については入所期間別)は次のとおりである。いずれの施設においても「1. 家庭復帰又は親戚引き取り」が最も多くなっている(母子生活支援施設は除く)。

「家庭復帰又は親戚引き取り」以外については、乳児院では、「1. 家庭復帰又は親戚引き取り」に次いで、「3. 児童養護施設へ措置変更」が多く、里親委託が実現するケースが限られていることがうかがえる。

児童養護施設では、「1. 就職(自活)に伴う独立」が多く、「1. 家庭復帰又は親戚引き取り」と合わせると退所理由の 8 割以上を占めている。

情緒障害児短期治療施設では、「4. 児童養護施設へ措置変更」が多く、家庭復帰以外では児童養護施設へ措置変更されるケースが多くみられる。

児童自立支援施設では、「1. 就職(自活)に伴う独立」が多く、「1. 家庭復帰又は親戚引き取り」と合わせると退所理由の約 8 割を占めている。

一方、母子生活支援施設の退所理由をみると、最も多いのは「3. 住宅事情が改善したため」であり、次いで「1. 経済的自立度が高まった」、「6. 希望退所(勝手に退所した場合を含む)」の順となっている。

図表 8 平成 18 年度の退所児童における退所理由【乳児院】

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

	乳児院 (施設数 n=112)					合計 n= 2,405
	0歳 n= 441	1歳 n= 641	2歳 n= 919	3歳 n= 345	4歳以上 n= 59	
1. 家庭復帰又は親戚引き取り	375 85.0%	471 73.5%	334 36.3%	115 33.3%	19 32.2%	1,314 54.6%
2. 養子縁組又は里親委託	24 5.4%	82 12.8%	74 8.1%	18 5.2%	3 5.1%	201 8.4%
3. 児童養護施設へ措置変更		53 8.3%	480 52.2%	176 51.0%	28 47.5%	737 30.6%
4. 情緒障害児短期治療施設へ措置変更		0 0.0%	1 0.1%	4 1.2%	0 0.0%	5 0.2%
5. 他の乳児院へ措置変更	11 2.5%	8 1.2%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	20 0.8%
6. 重症心身障害児施設へ措置変更	0 0.0%	2 0.3%	5 0.5%	3 0.9%	1 1.7%	11 0.5%
7. 肢体不自由児施設へ措置変更	1 0.2%	2 0.3%	5 0.5%	13 3.8%	1 1.7%	22 0.9%
8. 医療機関への入院	0 0.0%	1 0.2%	1 0.1%	1 0.3%	0 0.0%	3 0.1%
9. その他	30 6.8%	22 3.4%	18 2.0%	15 4.3%	7 11.9%	92 3.8%

図表 9 平成 18 年度の退所児童における退所理由【児童養護施設】

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳縦%)

	児童養護施設 (施設数 n=489)					合計 n=5,404
	1~6歳 n=1,192	7~12歳 n=1,433	13~15歳 n=969	16~18歳 n=1,702	19歳以上 n=108	
1. 就職(自活)に伴う独立			80	1,009	58	1,147
			8.3%	59.3%	53.7%	21.2%
2. 家庭復帰又は親戚引き取り	1,012	1,238	663	483	22	3,418
	84.9%	86.4%	68.4%	28.4%	20.4%	63.2%
3. 養子縁組又は里親委託	77	36	10	12	0	135
	6.5%	2.5%	1.0%	0.7%	0.0%	2.5%
4. 情緒障害児短期治療施設へ措置変更	7	16	12	0	0	35
	0.6%	1.1%	1.2%	0.0%	0.0%	0.6%
5. 児童自立支援施設へ措置変更	0	30	85	13	0	128
	0.0%	2.1%	8.8%	0.8%	0.0%	2.4%
6. 他の児童養護施設へ措置変更	63	55	49	11	0	178
	5.3%	3.8%	5.1%	0.6%	0.0%	3.3%
7. 自立援助ホームへ措置変更	0	0	12	30	5	47
	0.0%	0.0%	1.2%	1.8%	4.6%	0.9%
8. 知的障害児施設へ措置変更	16	30	36	28	6	116
	1.3%	2.1%	3.7%	1.6%	5.6%	2.1%
9. 医療機関への入院	1	3	4	3	2	13
	0.1%	0.2%	0.4%	0.2%	1.9%	0.2%
10. その他	16	25	18	113	15	187
	1.3%	1.7%	1.9%	6.6%	13.9%	3.5%

図表 10 平成 18 年度の退所児童における退所理由【情緒障害児短期治療施設】

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

情緒障害児短期治療施設 (施設数 n=26)						
	1~6歳 n=1	7~12歳 n=117	13~15歳 n=150	16~18歳 n=48	19歳以上 n=6	合計 n=322
1. 就職(自活)に伴う独立			0	10	2	12
			0.0%	20.8%	33.3%	3.7%
2. 家庭復帰又は親戚引き取り	1	77	104	32	1	215
	100.0%	65.8%	69.3%	66.7%	16.7%	66.8%
3. 養子縁組又は里親委託	0	2	3	2	0	7
	0.0%	1.7%	2.0%	4.2%	0.0%	2.2%
4. 児童養護施設へ措置変更	0	29	30	0	0	59
	0.0%	24.8%	20.0%	0.0%	0.0%	18.3%
5. 児童自立支援施設へ措置変更	0	1	6	0	0	7
	0.0%	0.9%	4.0%	0.0%	0.0%	2.2%
6. 他の情緒障害児短期治療へ措置変更	0	6	0	0	0	6
	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
7. 自立援助ホームへ措置変更	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 知的障害児施設へ措置変更	0	2	5	1	1	9
	0.0%	1.7%	3.3%	2.1%	16.7%	2.8%
9. 医療機関への入院	0	0	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.3%
10. その他	0	0	2	3	1	6
	0.0%	0.0%	1.3%	6.3%	16.7%	1.9%

図表 11 平成 18 年度の退所児童における退所理由【児童自立支援施設】

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳縦%)

児童自立支援施設 (施設数:n=40)					
	7~12歳 n= 52	13~15歳 n= 635	16~18歳 n= 205	19歳以上 n= 7	合計 n= 899
1. 就職(自活)に伴う独立		28	53	5	86
		4.4%	25.9%	71.4%	9.6%
2. 家庭復帰又は親戚引き取り	37	476	117	1	631
	71.2%	75.0%	57.1%	14.3%	70.2%
3. 養子縁組又は里親委託	0	5	3	0	8
	0.0%	0.8%	1.5%	0.0%	0.9%
4. 児童養護施設へ措置変更	10	28	6	0	44
	19.2%	4.4%	2.9%	0.0%	4.9%
5. 情緒障害児短期治療施設へ措置変更	2	0	0	0	2
	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
6. 他の児童自立支援施設へ措置変更	1	23	2	0	26
	1.9%	3.6%	1.0%	0.0%	2.9%
7. 自立援助ホームへ措置変更	0	3	4	0	7
	0.0%	0.5%	2.0%	0.0%	0.8%
8. 知的障害児施設へ措置変更	2	7	1	0	10
	3.8%	1.1%	0.5%	0.0%	1.1%
9. (初等・中等・特別)少年院へ措置変更	0	21	5	0	26
	0.0%	3.3%	2.4%	0.0%	2.9%
10. 医療少年院へ措置変更	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%
11. 医療機関への入院	0	4	0	0	4
	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.4%
12. その他	0	40	13	1	54
	0.0%	6.3%	6.3%	14.3%	6.0%

図表 12 平成 18 年度の退所世帯における退所理由【母子生活支援施設】

(上段:人、下段:年齢階層別退所理由の内訳 縦%)

母子生活支援施設 (施設数 n=240)						
	6か月未満 n=391	6か月以上 1年未満 n=269	1年以上 2年未満 n=386	2年以上 5年未満 n=403	5年以上 n=231	合計 n=1,680
1. 経済的自立度が高まったので	37 9.5%	29 10.8%	85 22.0%	99 24.6%	63 27.3%	313 18.6%
2. 日常生活・身辺、精神的自立が高まったので	38 9.7%	36 13.4%	64 16.6%	68 16.9%	45 19.5%	251 14.9%
3. 住宅事情が改善したため	76 19.4%	60 22.3%	96 24.9%	104 25.8%	64 27.7%	400 23.8%
4. 子どもの年齢が20歳を超えたので	0 0.0%	1 0.4%	1 0.3%	5 1.2%	9 3.9%	16 1.0%
5. 再婚又は復縁するので	75 19.2%	28 10.4%	32 8.3%	29 7.2%	11 4.8%	175 10.4%
6. 希望退所 (勝手に退所した場合を含む)	104 26.6%	60 22.3%	51 13.2%	40 9.9%	15 6.5%	270 16.1%
7. 子どもの措置変更のため (母親は別居所へ)	5 1.3%	6 2.2%	12 3.1%	10 2.5%	0 0.0%	33 2.0%
8. 母親の措置変更のため (子どもは施設等へ)	8 2.0%	10 3.7%	8 2.1%	9 2.2%	3 1.3%	38 2.3%
9. その他	48 12.3%	39 14.5%	37 9.6%	39 9.7%	21 9.1%	184 11.0%

※母子生活支援施設は入所期間別退所理由(世帯)

❖ 加算該当児童数

平成20年3月1日時点で国が定める被虐待児受入加算等に該当する児童の合計数及び1施設当たり平均該当児童数は下記のとおりである。

図表 13 加算該当児童数

被虐待児受入加算施設児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n=112	4.42	4.37	495
児童養護施設	n=489	4.62	4.23	2,261
情緒障害児短期治療施設	n=26	6.85	4.11	178
児童自立支援施設	n=40	6.10	9.42	244
母子生活支援施設	n=240	3.50	5.08	816
乳児院 (病虚弱児等児童加算)	n=112	4.05	6.35	449
母子生活支援施設 (特別生活指導費加算 の対象世帯)	n=240	3.99	6.59	926

各施設の「在籍児童に対する加算該当児童の割合」の平均（加算該当児童の無い施設も含む）は、下記のとおりである。被虐待児受入加算の加算該当児童の割合の平均は、児童養護施設では約1割であり、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では2割前後である。

図表 14 在籍児童に対する加算該当児童数の割合

在籍児童に対する加算該当児童の割合(%)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n=112	17.0	10.0
児童養護施設	n=489	9.0	6.0
情緒障害児短期治療施設	n=26	20.0	12.0
児童自立支援施設	n=40	20.0	15.0
母子生活支援施設	n=240	22.0	14.0
乳児院 (病虚弱児等児童加算)	n=112	22.0	18.0
母子生活支援施設 (特別生活指導費加算 の対象世帯)	n=240	46.0	27.0

❖ 入所期間

平成 20 年 3 月 1 日時点の在籍児童の入所期間は下記のとおりである。平均入所期間が最も長いのは児童養護施設で約 57 か月（約 5 年）、次に母子生活支援施設約 32 か月（約 3 年）、情緒障害児短期治療施設約 23 か月（約 2 年）の順となっている。乳児院及び児童自立支援施設の在籍児童の平均入所期間は共に約 1 年となっている。

図表 15 入所期間(月単位)

平均児童入所期間(単位:か月)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n=112	14.22	3.9
児童養護施設	n=489	57.19	20.1
情緒障害児短期治療施設	n=26	23.46	7.0
児童自立支援施設	n=40	13.45	5.0
母子生活支援施設	n=240	32.16	18.0

※母子生活支援施設は平均世帯入所期間

(2) 各施設における運営の状況

❖ 職員数

平成20年3月1日時点の職員数は、常勤職員・非常勤職員別に下記のとおりとなっている。

図表 16 常勤職員数(全職種)

	施設数	常勤職員数(人)	
		平均	標準偏差
乳児院	n=112	26.02	12.36
児童養護施設	n=489	22.38	7.45
情緒障害児短期治療施設	n=26	22.81	3.94
児童自立支援施設	n=40	28.10	15.42
母子生活支援施設	n=240	5.50	3.28

図表 17 非常勤職員数(全職種)

	施設数	非常勤職員数(人)	
		平均	標準偏差
乳児院	n=112	8.20	5.75
児童養護施設	n=489	6.43	5.44
情緒障害児短期治療施設	n=26	8.50	5.94
児童自立支援施設	n=40	11.18	6.57
母子生活支援施設	n=240	3.56	2.57

❖ 職員一人当たり児童数⁴

施設種別ごとの直接ケアに携わる職員の配置状況は下記のとおりである。

児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づく児童の年齢に応じた職員の配置を考慮せず、単純に比較すると、職員一人当たり児童数は、乳児院で最も少なく、次いで情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設の順になっており、児童養護施設が最も多い。また、母子生活支援施設においては、非常勤職員割合が他の施設と比べて高い傾向にある。

図表 18 直接ケア職種の(常勤換算)職員一人当たり児童数

直接ケア職種の職員一人当たり児童数(児童数/配置人数※常勤換算)				
	施設数	平均	標準偏差	非常勤職員割合
乳児院	n= 111	1.82	0.94	10.0%
児童養護施設	n= 489	3.68	1.52	6.0%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	2.32	0.76	10.0%
児童自立支援施設	n= 40	2.69	1.97	6.0%
母子生活支援施設	n= 240	2.45	1.02	17.0%

※直接ケア職種の非常勤割合は勤務時間調査データから算出したもの

施設種別に心理療法担当職員を配置している施設の心理療法担当職員の職員一人当たり児童数をみると、情緒障害児短期治療施設で最も少なく、次いで母子生活支援施設である。また、同様に家庭支援専門相談員の職員一人当たり児童数については、乳児院が最も少なく、次いで児童自立支援施設となっている。

図表 19 専門ケア職種等の職員一人当たり児童数⁵

	専門ケア職種の職員一人当たり児童数(児童数/配置人数(常勤+非常勤))※			
	心理療法担当職員		家庭支援専門相談員	
	施設数	平均	施設数	平均
乳児院	n= 37	28.26	n= 87	24.11
児童養護施設	n= 312	45.05	n= 324	57.18
情緒障害児短期治療施設	n= 23	7.47	n= 16	38.63
児童自立支援施設	n= 20	29.71	n= 12	31.50
母子生活支援施設	n= 72	13.44		

※母子生活支援施設は、世帯数/配置人数

※専門ケア職種等の職員一人当たり児童数は勤務時間調査データから算出したもの

⁴ 各施設における該当職種については p67 の施設種類別集計対象職種一覧を参照のこと

⁵ 専門ケア職種については常勤換算による算定が適さないため（常勤+非常勤）の人数に基づいて算出したもの

❖ ボランティア・実習生の受入れ状況

ボランティア・実習生の受入れ状況についてみると、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設の順に多くなっている。具体的な活動内容は、学習指導、余暇活動、生活支援、音楽指導、理容等が挙げられている。

図表 20 ボランティア受入れ状況

ボランティア受入れ数(平成18年度延べ人数)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n=112	176	236
児童養護施設	n=489	258	462
情緒障害児短期治療施設	n=26	122	191
児童自立支援施設	n=40	97	157
母子生活支援施設	n=240	38	102

図表 21 実習生の受入れ状況

実習生受入れ数(平成18年度延べ人数)			
	施設数	平均	標準偏差
乳児院	n=112	218	251
児童養護施設	n=489	317	1,749
情緒障害児短期治療施設	n=26	249	478
児童自立支援施設	n=40	108	105
母子生活支援施設	n=240	66	184